

社会福祉法人正夢の会 名誉理事長および顧問に関する規程

第1条 この規程は、定款第25条第4項に定める名誉理事長および顧問の職務や報酬等の取扱いについて定める。

第2条 名誉理事長は、理事を兼任することができる。

2 顧問は、原則として役員および評議員を兼任することはできない。

第3条 名誉理事長の主な職務は、理事長からの相談に応じ、理事会の諮問を受け意見を述べ、また、法人の枢要な行事に参列する。顧問の主な職務は、名誉理事長に準ずる。

第4条 名誉理事長および顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用は支払うことができる。

第5条 この規程の改廃は、理事長が起案し、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、令和5年6月6日に制定し、令和5年6月27日開催の定時評議員会終了後に開催される理事会後から施行する。